

平成 28 年 12 月 6 日

「不動産信託受益権取引に係る法定帳簿等に関するQ&A」の作成について

本協会では、第二種金融商品取引業者において、不動産信託受益権取引に係る法定帳簿等の作成・管理の徹底を図っていただくため、当局にも必要な照会を行ったうえ、「不動産信託受益権取引に係る法定帳簿等に関するQ&A」を取りまとめました。

本Q&Aが、広く御利用いただければ幸いです。

一般社団法人

第二種金融商品取引業協会

不動産信託受益権取引に係る法定帳簿等に関するQ&A

本Q&Aは、不動産信託受益権取引に係る法定帳簿等の作成に関する実務上の取扱いについて、当局にも必要な照会を行ったうえ、作成したものです。

(前提)

- ・ 取引の対象となる有価証券は、不動産信託受益権(以下単に「受益権」といいます。)です。
- ・ 売買契約、媒介契約、私募の取扱い委託契約などの取引に関する契約については、契約書が作成されます。
- ・ 金融商品取引法を「金商法」、金融商品取引業等に関する内閣府令を「業府令」、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を「監督指針」、金融商品 取引業者を「業者」、第二種金融商品取引業を行う業者を「二種業者」、第二種金融商品取引業を「二種業」、業府令第 157 条第1 項各号に掲げる帳簿書類 を「法定帳簿」と略します。
- ・ 平成19年7月31日公表のパブリックコメントに対する金融庁の考え方を「パブコメ回答」といいます。
- ・ 金商法では、受益権の当初委託者による売却は「発行」に該当し、当初委託者以外の者による売却は「売買」に該当すると整理されます。他方、取引実態としては、両者を区別せずに、売買として取り扱われています。そのため、受益権の売却が発行に該当する場合における受益権の発行者と受益権の売却が売買に該当する場合の売主を併せて「売主」といい、文脈等に応じて「受益権の発行者」と記載し、又はこれらを併記します。また、受益権の売却が発行に該当する場合における受益権の取得者と受益権の売却が売買に該当する場合の買主を併せて「買主」といい、文脈等に応じて「受益権の取得者」と記載し、又はこれらを併記します。
- ・ 個別案件の判断に関しては、実態に即して実質的に判断する必要があることに留意ください。

(全般)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	受益権の売却が発行に該当する場	受益権の売却が金商法における有価証券の発行に該当する	買主側の第二種金融品取引業者が行う行為は、
	合における買主側の媒介業者の金	場合に、当該受益権の買主から媒介の委託を受けた業者が、	私募の取扱いに該当するものと考えられます。
	融商品取引業の該当性	売主のために業務を行っているとみなされない場合、その業	また、誰が「顧客」であるかは実態に即して実
	(金商法第2条第8項第9号、第28	者の業務は私募の取扱いに該当するとの理解でよいか。	質的に判断されるべきものと考えますが、買主
	条第2項第2号)	また、仮に私募の取扱いに該当する場合、買主から委託を	側の私募の取扱いの場合、一般的には私募の取
		受けた業者が作成する私募の取扱いに係る取引記録の「顧	扱いに係る取引記録の「顧客」欄は買主を記載
		客」欄には、買主を記載するとの理解でよいか。	すると考えられます。
2	金融商品取引業に該当しない場合	二種業者による受益権の売却が金商法における有価証券の	二種業者による受益権の売却が金商法における
	の法定帳簿の作成義務	(自己) 私募に該当する場合又は二種業者が当初委託者から	有価証券の(自己)私募に該当する場合又は二
	(金商法第47条)	受益権を買い受ける場合、いずれも「有価証券の売買」には	種業者が当初委託者から受益権を買い受ける場
		該当せず、また、募集等取引記録(業府令第157条第1項第	合、いずれも「有価証券の売買」には該当しな
		7号)の作成も要しないことから、それらの取引については、	いと考えられます。
		法定帳簿の作成は要しないという理解でよいか。	また、当初委託者から受益権を買い受ける場合
		また、この場合、そもそも二種業者の行為は金融商品取引業	が「有価証券の引受け」(法第2条第8項第6号)
		に該当しないため、契約締結前交付書面等の法定書面の交付	など他の金融商品取引行為に該当するような場
		も不要という理解でよいか。	合を除き、法定帳簿や法定書面の交付は不要と
			考えられます。
3	取引契約書の参照形式による法定	法定帳簿の記載事項の一部について取引契約書を参照する	法定帳簿に取引契約書を特定する事項(当事
	帳簿の作成について	場合、当該法定帳簿と取引契約書を関連付ける必要がある	者・契約締結日・契約書名や、契約書番号など)
	(監督指針Ⅲ-3-3(1)⑧)	が、法定帳簿に取引契約書を特定する事項(当事者・契約締	を記載し、業者において当該事項を使って取引
		結日・契約書名や、契約書番号など) を記載し、業者におい	契約書を特定して抽出し、その内容を参照でき
		て当該事項を使って取引契約書を特定して抽出し、その内容	るようにしている場合、「関連付け」がされたも

		を参照できるようにしておけば、「関連付け」がされたもの	のと考えられます。
		と取り扱うこととしてよいか。	また、必ずしも取引契約書を法定帳簿と物理的
		また、例えば取引契約書の全部をスキャンして PDF で保存し	に同じ場所に保管しておく必要はないと考えら
		ておくなどの方法により、取引契約書を特定して抽出し、そ	れます。
		の内容を参照できることとしておけば、必ずしも取引契約書	
		を法定帳簿と物理的に同じ場所に保管しておく必要はない	
		という理解でよいか。	
4	両手媒介の可否	二種業者が、①他人間の受益権の売買に関し、売主と買主の	金商法第38条、業府令第117条に抵触しない限
		両方から媒介の委託を受けること、及び②他人による受益権	り、売主及び買主の両方から媒介の委託を受け
		の私募に関し、発行者から私募の取扱いの委託を受けつつ、	ることは金商法上禁止されていませんが、投資
		その取得者から取得(媒介)の委託を受けること(いわゆる	者を害しないよう留意する必要があります。
		両手媒介) は、投資者を害しないように留意する必要がある	
		ものの、金商法において禁止はされていないという理解でよ	
		いか。	
5	他人を代理して売買契約を締結す	「有価証券の売買」(金商法第2条第8項第1号)とは、自	他人を代理して売買契約を締結する行為は、「有
	る場合と「有価証券の売買」として	己の計算による売買を意味し、他人を代理して売買契約を締	価証券の売買の代理」(金商法第2条第8項第2
	の法定帳簿の作成の有無	結することは、「有価証券の売買の代理」(同項第2号)であ	号)に該当するため、「有価証券の売買」として
	(金商法第 47 条、業府令第 181 条	り、「有価証券の売買」には該当しないという理解でよいか。	の法定帳簿を作成する必要はありませんが、代
	第1項、第157条第1項)	これを前提とした場合、二種業者が売主を代理して受益権の	理に係る取引記録の作成は必要となります。な
		売買契約を締結した場合には、「有価証券の売買」としての	お、「有価証券の売買の代理」においては、例え
		法定帳簿を作成する必要はないという理解でよいか。	ば、取引日記帳については代理に係る取引は作
			成対象となっていないなど、必要な書面は限定
			されています。

(注文伝票)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	法的拘束力のない意向表明書と「顧	受益権の売買取引については、現物不動産の売買と同じく、	売買に向けた意向表明書が、買付けや売渡しの
	客の注文」の該当性	当事者が売買契約を締結する前に、売買に向けた意向を表明	意思表示を表す場合には、顧客の注文があった
	(業府令第 158 条第 2 項第 1 号)	する書面(法的拘束力のないもの)を取り交わすことがある	ものとして記録する必要があると考えられま
		が、これらの書類が売買契約の締結の申込み(意思表示)を	す。他方、買付けや売渡しの意思表示を表すも
		意味しない場合には、「顧客の注文」又は「自己の発注」の	のでない場合には、当該書面を取り交わしたこ
		いずれにも該当しないと理解してよいか。	とをもって、注文を受けたとはいえないと考え
			られます。
2	「取引の種類」の記載方法	「取引の種類」(業府令第 158 条第1項第3号)の記載とし	その記載内容が実態に即しているのであれば問
	(業府令第 158 条第1項第3号)	ては、一律に「信託受益権の売買」としてもよいか。	題ないと考えます。
3	「銘柄」の記載方法	「銘柄」(業府令第 158 条第 1 項第 4 号)の記載としては、	受益権を特定できる内容となっていれば問題な
	(業府令第 158 条第1項第4号)	以下のいずれの記載でも許容されるとの理解でよいか。	いと考えられます。
		①●と●の間の●年●月●日付不動産管理処分信託契約に	
		基づく信託受益権	
		②東京都●区●1-1-1 等所在の土地建物の信託受益権	
		③●●ビルの信託受益権	
4	「銘柄」、「受注数量」及び「約定数	不動産信託については、一の信託契約に基づく受益権の個数	貴見の理解のとおりと考えられます。
	量」の考え方について	は一個であることが一般的である。これを前提とした場合、	
	(業府令第158条第1項第4号、第	信託契約ごとに「銘柄」が異なるという理解でよいか。また、	
	6号、第7号)	その場合、受注数量及び約定数量は、原則として「1」にな	
		るという理解でよいか。	
5	一の注文伝票に複数の受益権を記	同一の買主との間で複数の受益権について同一の日に売買	同一の買主との間で複数の受益権について同一
	載することの可否	契約を締結した場合、一の注文伝票に当該複数の受益権をす	の日に売買契約を締結した場合、一の注文伝票

	(NII) when A delta a way had before a warn's		
	(業府令第 158 条第 1 項)	べて記載することとしてもよいか。	に当該複数の受益権をすべて記載することも可
		この場合に、受注数量及び約定数量の記載を一律に「1(銘	能です。また、この場合、受注数量及び約定数
		柄が複数であるときは、その数)」と記載してよいか。	量の記載は、銘柄が一のときは「1」、銘柄が複
			数であるときは、その数を記載することになり
			ます。
6	「売付け又は買付けの別」の記載方	「売付け又は買付けの別」(業府令第 158 条第1項第5号)	貴見の理解のとおりと考えられます。
	法	は、業者にとっての売付け又は買付けの別を記載するという	
	(業府令第 158 条第 1 項第 5 号)	理解でよいか。	
7	「受注日時」、「約定日時」の記載方	受益権売買に際して売買契約書を締結する場合、契約の申込	受益権売買に際して、契約の申込み(発注又は
	法、「受注数量」と「約定数量」を	み(発注又は受注)と約定が同時であるため、「受注日時」	受注)と約定が同時である場合、「受注日時」と
	まとめた記載の可否	と「約定日時」(業府令第 158 条第1項第9号及び第 10 号)	「約定日時」(業府令第 158 条第1項第9号及び
	(業府令第158条第1項第9号、第	はまとめて記載し、時刻は省略してもよいか。	第 10 号)をまとめて記載し、時刻を省略するこ
	10 号、第 6 号、第 7 号)	また、「受注数量」と「約定数量」(同項第6号及び第7号)	とも可能です。
		をまとめて記載してもよいか。	また、「受注数量」と「約定数量」(同項第6号
			及び第7号)をまとめて記載することも可能で
			す。
8	「約定価格」の記載方法	「約定価格」(業府令第158条第1項第11号)については、	いずれの記載も許容されますが、売買代金に消
	(業府令第 158 条第 1 項第 11 号)	以下のいずれの記載も許容されるという理解でよいか。	費税相当額が含まれるかが取引ごとに異なる場
		①消費税相当額を含んだ売買代金額を記載する	合、内税か外税かが分かるよう記載する必要が
		②消費税相当額を含まない売買代金額を記載し、消費税相当	あります。
		額を加算する旨(例えば「税別」など)を記載する	
		また、上記①の記載をする場合に、本体価格と消費税相当額	
		の内訳を記載する必要はないという理解でよいか。	
9	契約解除の場合の注文伝票の作成	業府令第158条第2項第2号の「取引が不成立の場合」とは、	貴見の理解のとおりと考えられます。

	の必要性	申込み(発注又は受注)があったものの、約定(売買契約)	
	(業府令第158条第2項第2号)	が成立しなかった場合を意味し、約定(売買契約)が成立し	
		た後に契約が解除された場合は含まないという理解でよい	
		か。	
10	受益権売買における「指値又は成行	受益権売買については、「指値又は成行の別」(業府令第 158	貴見の理解のとおりと考えられます。
	の別」の記載の必要性	条第1項第8号) は記載する必要はないという理解でよい	
	(業府令第158条第1項第8号)	か。	

(取引日記帳)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	「委託者である顧客」、「相手方」の	二種業者が買主 (受益権の取得者) のみの委託を受けて私募	買主のみの委託を受けて私募の取扱いをする場
	記載方法	の取扱いをする場合、「委託者である顧客」(業府令第 159 条	合、「委託者である顧客」(業府令第 159 条第 1
	(業府令第159条第1項第2号、第	第1項第2号)には買主を記載し、「相手方」(同項第8号)	項第2号)には買主を記載し、「相手方」(同項
	8号)	には売主を記載するという理解でよいか。	第8号)には売主を記載すると考えられます。
		また、二種業者が、売主(受益権の発行者)と買主(取得者)	また、売主と買主の両方から委託を受けた場合
		の両方から委託を受けて私募の取扱いを行う場合、「委託者	は、委託者である顧客及び相手方は、売主と買
		である顧客」には売主と買主を記載し、「相手方」には買主	主の両方を記載する必要があると考えられま
		だけを記載すればよいか。	す。
2	「約定年月日」の記載方法	「約定年月日」(業府令第 159 条第1項第1号)には、私募	売買契約の締結日を記入するものと考えられま
	(業府令第 159 条第1項第1号)	の取扱いの委託契約の締結日ではなく、受益権を取得させる	す。
		取引(売買)の約定年月日として、売買契約の締結日を記載	
		するという理解でよいか。	
3	「売付け若しくは買付けの別」の記	「売付け若しくは買付けの別」(業府令第 159 条第1項第3	貴見の理解のとおりと考えられます。
	載方法	号) は、業者にとっての売付け又は買付けの別を記載すると	
	業府令第159条第1項第3号)	いう理解でよいか。	
4	当事者双方から委託を受けて私募	二種業者が、売主(受益権の発行者)及び買主(受益権の取	貴見の理解のとおりと考えられます。
	の取扱いを行う場合の「売付け若し	得者) の両方から委託を受けて私募の取扱いを行う場合であ	
	くは買付けの別又は募集若しくは	っても、業府令第159条第1項第3号の事項については単に	
	売出しの取扱い若しくは私募若し	「私募の取扱い」と記載すれば足り、両方から委託を受けて	
	くは特定投資家向け売付け勧誘等	いることを同号の事項として記載する必要はないという理	
	の取扱い若しくは解約若しくは払	解でよいか。	
	戻しの別」の記載方法		

	(業府令第159条第1項第3号)		
5	「銘柄」及び「数量」の記載方法 (業府令第 159 条第 1 項第 4 号、第 5 号)	取引日記帳における「銘柄」及び「数量」(業府令第 159 条 第1項第4号及び第5号)の記載方法については、注文伝票 と同様に考えてよいか。	注文伝票と同様と考えられます (注文伝票 No. 3から5参照)。
6	「約定価格」の記載方法 (業府令第 159 条第 1 項第 6 号)	「約定価格」(業府令第 159 条第1項第6号)には、売買代金のみを記載すれば足り、私募の取扱いに関する手数料等の記載は要しないという理解でよいか。また、「約定価格」として記載する売買代金の記載方法については、注文伝票における「約定価格」の記載方法と同様に考えてよいか。	注文伝票と同様と考えられます (注文伝票 No. 8参照)。
7	「受渡年月日」の記載方法 (業府令第 159 条第 1 項第 7 号)	「受渡年月日」(業府令第 159 条第1項第7号)とは、一般に「有価証券の受渡しが実際に行われた日」を意味すると解されているため(パブコメ回答 479頁 97番)、受益権売買については受益権の移転日を記載すればよく、手付金や売買代金などの金銭の受渡しの日を記載する必要はないという理解でよいか。	受益権売買の場合、「受渡年月日」(業府令第159 条第1項第7号)には、受益権の移転日を記載 すれば足りると考えられます。

(媒介又は代理に係る取引記録)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	「媒介又は代理を行った日」	「媒介又は代理を行った日」(業府令第 160 条第1号)とし	「媒介又は代理を行った日」(業府令第 160 条第
	(業府令第 160 条第 1 号)	ては、以下のいずれの日を記載すればよいのか。③のみを記	1号)としては、③を記載する必要があります。
		載すれば足りる(但し、①若しくは②のみ又は①乃至③の組	なお、①については、「媒介又は代理の内容」(同
		み合わせでも問題はない)と理解してよいか。	条第4号)として記載することがあると考えら
		①媒介契約を締結した日	れます。
		②媒介に該当する事実行為(例えば、当事者との打ち合わせ	
		など)をした日	
		③媒介により売買契約が成立した日	
2	両手媒介における「顧客の氏名又は	売主及び買主の双方から媒介の委託を受けた場合(いわゆる	貴見の理解のとおりと考えられます。
	名称」の記載方法	両手媒介の場合) には、「顧客の氏名又は名称」(業府令第	
	(業府令第 160 条第 2 号)	160条第2号)には、売主及び買主の両方を記載するという	
		理解でよいか。	
3	同一の顧客のために同時期に複数	同一の顧客のために同時期に複数の受益権の売買の媒介を	同一の顧客のために同時期に複数の受益権の売
	の受益権の売買の媒介を行った場	行った場合に、一の媒介又は代理に係る取引記録に複数の受	買の媒介を行った場合に、一の媒介又は代理に
	合の取引記録の記載方法	益権の媒介に関する事項を記載することとしてもよいか。な	係る取引記録に複数の受益権の媒介に関する事
	(業府令第 160 条)	お、「媒介又は代理の内容」として複数の受益権が対象とな	項を記載することも可能です。
		っていることを明記し、手数料等については受益権ごとに異	
		なる手数料が設定されている場合には、受益権ごとの金額を	
		記載する(受益権ごとに異なる手数料が設定されていない場	
		合には、手数料の総額を記載する)ことを前提とする。	
4	媒介又は代理に係る取引記録の作	媒介又は代理に係る取引記録の作成時期については、成約に	貴見の理解のとおりと考えられます。
	成時期	至らなくても手数料等の対価を得た場合を除き、媒介による	

		売買契約が成立した後に作成すれば足りるという理解でよ	
		しか。	
5	「媒介又は代理の内容」の記載方法	「媒介又は代理の内容」(業府令第160条第4号)としては、	「媒介又は代理の内容」(業府令第160条第4号)
	(業府令第 160 条第 4 号)	二種業者が媒介した取引(売買)の概要を記載すれば足り、	には、二種業者が媒介した取引(売買)の概要
		取引当事者や受益権、売買の金額等の全てを厳密に特定する	を記載すれば足りると考えられます。
		までの必要はないという理解でよいか。	
		また、それを前提として、以下のいずれの記載も許容される	
		という理解でよいか。	
		①●と●の間の不動産信託受益権の売買の媒介	
		②●と●の間の東京都●区●所在の土地建物の受益権の売	
		買の媒介	
		③不動産信託受益権の売買の媒介	
		④東京都●区●所在の土地建物の受益権の売買の媒介	
6	「手数料・・・その他の対価の額」	「手数料・・・その他の対価の額」(業府令第 160 条第 5 号)	①及び②のいずれの記載も許容されると考えら
	における消費税相当額の記載方法	については、以下のいずれの記載も許容されるという理解で	れます。
	(業府令第 160 条第 5 号)	よいか。	
		①消費税相当額を含んだ金額を記載する	
		②消費税相当額を含まない金額を記載し、消費税相当額を加	
		算する旨(例えば「税別」など)を記載する	

(私募の取扱いに係る取引記録)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	二種業者が受益権の取得者(買主)	私募の取扱いに係る取引記録を作成するのは、私募の取扱い	二種業者自身が受益権の取得者(買主)から直
	から直接取引の申込みを受けない	を行う二種業者が、「募集等に係る申込み」を受けたとき(業	接取引の申込みを受けない場合でも私募の取扱
	場合の私募の取扱いに係る取引記	府令第163条第2項第1号)であると理解しているが、二種	いに係る記録の作成は必要と考えられます。
	録の作成の要否等	業者自身が受益権の取得者(買主)から「募集等に係る申込	なお、取引記録の記載事項のうち、①「受注数
	(業府令第163条第2項第1号)	み」を受けない場合には、私募の取扱いに係る取引記録を作	量」、「受注単価」、「受注金額」(4号)、②「約
		成する必要はないという理解でよいか。	定数量」、「約定単価」、「約定金額」(5号)、③
		仮に、二種業者自身は買主(受益権の取得者)から売買契約	「受注日時」(6号)、④「約定日時」(7号) に
		の締結の申込みを受けない場合であっても、二種業者が私募	ついては、二種業者が受益権の取得者(買主)
		の取扱いに係る取引記録を作成しなければならないと解さ	から取引の申込みを受けない場合など、二種業
		れる場合、二種業者としては、必ずしも受注や約定の金額及	者が記載事項を把握することができない場合も
		び日時を把握することができない場合があるが、これらの記	あり得ると考えられますので、その場合には「該
		載事項を把握できない場合は記載を要しないという理解で	当なし」といった趣旨の記録を残すことで対応
		よいか。	することも考えられます。
2	私募の取扱いに係る取引記録の対	二種業者が私募の取扱いをする場合において、私募の取扱い	私募の取扱いに係る取引記録には、受益権を取
	象となる取引及び「顧客の氏名又は	に係る取引記録に記載すべき対象となる取引とは、受益権の	得させる取引(売買取引)について記載する必
	名称」の記載方法	発行者(売主)と二種業者との間の「私募の取扱いの委託取	要があります。
	(業府令第163条第1項)	引」ではなく、受益権を取得させる取引(売買取引)という	また、誰が「顧客」であるかは実態に即して実
		理解でよいか。	質的に判断されるべきものと考えますが、一般
		その理解を前提とした場合、「顧客の氏名又は名称」(業府令	的には、「顧客の氏名又は名称」は買主を記載す
		第 163 条第 1 項第 1 号)には、受益権の取得者である買主の	ると考えられます。
		みを記載し、売主を記載する必要はないという理解でよい	

		か。	
3	法的拘束力のない意向表明書と「募	受益権の売買取引については、現物不動産の売買と同じく、	売買に向けた意向表明書が、買付けや売渡しの
	集等に係る申込みを受けたとき」の	当事者が売買契約を締結する前に、売買に向けた意向を表明	意思表示を表す場合には、「募集等に係る申込み
	該当性	する書面(法的拘束力のないもの)を取り交わすことがある	を受けた」ものとして記録する必要があると考
	(業府令第163条第2項第1号)	が、これらの書類が売買契約の締結の申込み(意思表示)を	えられます。他方、買付けや売渡しの意思表示
		意味しない場合には、「募集等に係る申込みを受けたとき」	を表すものでない場合には、当該書面を取り交
		には該当しないという理解でよいか。	わしたことをもって、「募集等に係る申込みを受
			けた」とはいえないと考えられます(注文伝票
			No. 1 参照)。
4	「銘柄」及び「(受注、約定) 数量」	私募の取扱いに係る取引記録における「銘柄」及び「(受注、	注文伝票と同様に考えられます(注文伝票 No.
	の記載方法	約定)数量」(業府令第 163 条第1項第2号、第4号及び第	3から5参照)。
	(業府令第163条第1項第2号、第	5号)の記載方法については、注文伝票と同様に考えてよい	
	4号及び第5号)	か。	
5	一の取引記録に複数の受益権を記	同一の買主との間で複数の受益権について同一の日に売買	同一の買主との間で複数の受益権について同一
	載することの可否	契約を締結した場合、一の私募の取扱いに係る取引記録に当	の日に売買契約を締結した場合、一の私募の取
	(業府令第163条第1項)	該複数の受益権をすべて記載することとしてもよいか。	扱いに係る取引記録に当該複数の受益権をすべ
			て記載することも可能です。
6	「(受注、約定) 数量」、「(受注、約	受益権売買に際して売買契約書を締結する場合、業府令第	①から③のような記載方法も許容されると考え
	定) 日時」の記載方法	163条第1項第4号ないし第7号の事項については、次のよ	られます。
	(業府令第163条第1項第4号から	うに記載してもよいか。	
	7号)	① 受注と約定が同時であることから、「数量」、「単価」、	
		「金額」及び「日時」について、受注と約定をまとめて	
		記載する	
		② 「日時」について、時刻の記載は省略する	

		③ 受益権を取得させる取引(売買)の約定年月日として、	
		売買契約の締結日を記載する	
7	「(受注、約定) 金額」の記載方法	「受注及び約定金額」には、売買代金のみを記載すれば足り、	貴見の理解のとおりと考えられます(なお、注
	(業府令第163条第1項第4号、第	私募の取扱いに関する手数料等の記載は要しないという理	文伝票 No. 8 参照)。
	5号)	解でよいか。また、「受注及び約定金額」として記載する売	
		買代金の記載方法については、注文伝票における「約定価格」	
		の記載方法と同様に考えてよいか。	
8	「約定が不成立の場合」の考え方に	業府令第163条第2項第2号の「約定が不成立の場合」とは、	貴見の理解のとおりと考えられます。
	ついて	申込み(受注)があったものの、約定(売買契約)が成立し	
	(業府令第163条第2項第2号)	なかった場合を意味し、約定(売買契約)が成立した後に契	
		約が解除された場合は含まないという理解でよいか。	

(顧客勘定元帳)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	二種業者が顧客から金銭の交付を	顧客勘定元帳は「顧客が行う取引」(業府令第 164 条第1項	二種業者が有価証券の売買の媒介を行う場合に
	受けない場合の顧客勘定元帳の作	柱書き) に関して作成すべきところ、この「顧客が行う取引」	は、顧客勘定元帳の作成が不要であるところ、
	成の必要性	とは「業者が顧客と行った取引」を意味するものと解される	二種業者が募集の取扱い、私募の取扱いを行う
	(業府令第 164 条)	(パブコメ回答 489 頁 152 番)。	場合であっても、顧客から金銭の交付を受けな
		そして、二種業者が私募の取扱いをする場合において、「顧	い場合には、行為としては媒介と同様と考えら
		客が行う取引」に関し顧客から金銭の交付を受けない場合、	れますので、顧客勘定元帳を作成する必要はあ
		二種業者と顧客との間には取引関係がなく、顧客勘定元帳に	りません。
		記載すべき事項もないことから、このような場合には、顧客	
		勘定元帳の作成を要しないと理解してよいか。	
2	受益権の自己売買における顧客勘	不動産信託受益権取引においては、証券会社と異なり、取引	法令上、「顧客勘定元帳」を作成する必要のある
	定元帳の作成の必要性及び顧客勘	のために顧客口座(顧客の金銭・有価証券の預託を受ける口	顧客について、顧客口座を開設している者に限
	定元帳の「貸方、借方及び残高」の	座を指す。以下同じ)を開設することは一般的にはない。こ	定するような記載はありませんので、顧客勘定
	記載方法	うした場合でも、二種業者が受益権の(自己)売買を行った	元帳は作成する必要があると考えられます。
	(業府令第164条第1項)	ときは顧客勘定元帳を作成する必要があるか。	また、「貸方、借方及び残高」の記載方法につい
		また、作成する必要がある場合、顧客勘定元帳に記載すべき	ては、①から④までのいずれについても、貴見
		「借方、貸方及び残高」(業府令第 164 条第1項第2号へ)	の理解のとおりと考えられます。
		については、以下の理解でよいか。	
		①二種業者が売主となる場合、買主から受領した売買代金を	
		借方に記載する。貸方及び残高には記載を要しない(「0」又	
		は「-」と記載すれば足りる。)。	
		②二種業者が買主となる場合、売主に支払った売買代金を貸	
		方に記載する。借方及び残高には記載を要しない(「0」又は	

		「-」と記載すれば足りる。)。	
		③売買代金を分割して支払う場合(売買契約の締結時に手付	
		金を支払う場合を含む。) や、売買代金を支払期日より前(例	
		えば、決済日の前日など) に支払う場合であっても、特に現	
		金の授受自体を顧客勘定元帳に記載する必要はない。	
		④貸方及び借方の記載については、上記①②とは逆の記載と	
		しているケースも見受けられるが、その場合には、貸方及び	
		借方の数字が何を意味するかを社内規程等において明確に	
		しておけば足り、直ちにシステムや帳票の修正等をする必要	
		まではない。	
3	「スタート分の取引又はエンド分	受益権売買については、「スタート分の取引又はエンド分の	貴見の理解のとおりと考えられます。
	の取引の別」の記載の要否	取引の別」は記載を要しないという理解でよいか。	
	(業府令第164条第1項第2号ト)		
4	「銘柄」及び「数量」の記載方法	顧客勘定元帳における「銘柄」及び「数量」の記載方法につ	貴見の理解のとおりと考えられます(注文伝
	(業府令第164条第1項第2号ハ、	いては、注文伝票と同様に考えてよいか。	票 No. 3 から No. 5 参照)。
	二)		
5	「受渡年月日」の記載方法	顧客勘定元帳における「受渡年月日」(業府令第 164 条第 1	貴見の理解のとおりと考えられます(取引日記
	(業府令第164条第1項第2号ホ)	項第2号ホ)の記載方法については、取引日記帳と同様に考	帳 No. 7参照)。
		えてよいか。	
6	「約定年月日」の記載方法	「約定年月日」(業府令第 164 条第1項第2号ロ)には、受	貴見の理解のとおりと考えられます。
	(業府令第164条第1項第2号口)	益権を取得させる取引(売買)の約定年月日として、売買契	
		約の締結日を記載するという理解でよいか。	
7	顧客勘定元帳の体裁について顧客	顧客勘定元帳は実務的に表形式の一覧性の高い様式とする	貴見の理解のとおりと考えられます。
	勘定元帳は実務的に表形式の一覧	ことが多いといえるが、必ずしも一覧性が確保されているこ	

性の高い様式とすることが多いと	とは必須ではなく、「顧客が行う取引」ごとに 1 頁ずつを追	
いえるが、必ずしも一覧性が確保さ	加して綴っていく方式としても差し支えないという理解で	
れていることは必須ではなく、「顧	よいか。	
客が行う取引」ごとに1頁ずつを追		
加して綴っていく方式としても差		
し支えないという理解でよいか。		